○でん粉原料用いも交付金交付要綱

〔平成 19 年４月 27 日付 19 農畜機第 335 号〕
改正　平成 19 年 12 月 21 日付 19 農畜機第 3707 号
平成 19 年 12 月 27 日付 19 農畜機第 3759 号
平成 20 年３月 31 日付 19 農畜機第 5061 号
平成 20 年７月 23 日付 20 農畜機第 1743 号
平成 22 年６月 21 日付 22 農畜機第 1324 号
平成 23 年９月 29 日付 23 農畜機第 2796 号
平成 25 年３月 13 日付 24 農畜機第 4955 号
平成 27 年３月 27 日付 26 農畜機第 5635 号
平成 28 年２月４日付 27 農畜機第 4768 号
平成 29 年３月 21 日付 28 農畜機第 6236 号
平成 30 年２月 23 日付 29 農畜機第 5843 号
平成 31 年３月 18 日付 30 農畜機第 7295 号
平成 31 年４月 26 日付 31 農畜機第 800 号
令和２年６月 11 日付２農畜機第 1357 号
令和３年４月 22 日付３農畜機第 387 号
令和３年 10 月１日付３農畜機第 3425 号
令和４年６月 13 日付４農畜機第 1430 号
令和５年３月 23 日付４農畜機第 6982 号
令和６年４月 30 日付６農畜機第 837 号
令和７年３月 26 日付６農畜機第 8503 号

第１章　総則

第１　趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が行う砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号。以下「価格調整法」という。）第 33 条の規定に基づくでん粉原料用いも交付金（でん粉の製造の用に供するばれいしょの生産者に対する交付金を除く。以下「交付金」という。）の交付については、価格調整法、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和 40 年政令第 282 号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和 40 年農林省令第 43 号。以下「価格調整法施行規則」という。）及び独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成 15 年 10 月２日付け農林水産省指令 15 生産第 4153 号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

第２　定義

１　この要綱において「対象でん粉原料用いも生産者」とは、価格調整法第33条第１項に規定するでん粉の製造の用に供するかんしょ（以下「でん粉原料用かんしょ」という。）の対象でん粉原料用いも生産者であって、第３に掲げる要件を満たす者をいう。

２　この要綱において「収穫面積」とは、かんしょの作付面積のうち収穫を行う部分（委託を受けて収穫作業を行うことを約した契約に基づき他の者から収穫作業の委託を受けた面積を含み、委託をして収穫作業をさせることを約した契約に基づき他の者に対して収穫作業を委託した面積を除く。）をいう。

３　この要綱において「基幹作業」とは、かんしょの栽培に関する育苗、耕起及び整地、畝立て（マルチ栽培（土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する栽培方法をいう。）を行う場合にあっては、土壌被覆作業を含む。）、植付け、防除又は収穫をいう。

４　この要綱において「基幹作業面積」とは、基幹作業に係るかんしょの作付面積をいう。

５　この要綱において「共同利用組織」とは、機械の共同利用その他の方法により基幹作業を共同して行う団体（基幹作業に係る管理者の定めのあるものに限り、法人を除く。）又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第１項第１号に掲げる事業を行う農事組合法人（基幹作業を行う旨の定款の定めがあるものに限る。）であって、その者が行う基幹作業面積の合計が3.5ヘクタール以上であるものをいう。

なお、この場合において、共同利用組織が基幹作業のうち防除を共同して行う場合にあっては、防除作業班を設置しており、防除を効率的かつ効果的に実施するための防除計画を作成していることを要件として、基幹作業面積の合計に防除計画に基づき構成員又は組合員が個人で実施する防除の面積を含めることができるものとする。

６　この要綱において「共同利用面積」とは、でん粉原料用かんしょの作付面積のうち、共同利用組織により基幹作業を共同して行った面積（複数の基幹作業を共同して行った場合には、その面積が最大であるいずれかの基幹作業の面積）をいう。

７　この要綱において「委託面積」とは、でん粉原料用かんしょの作付面積のうち、基幹作業を委託した面積（複数の基幹作業を委託した場合には、その面積が最大であるいずれかの基幹作業の面積）をいう。

第３　対象でん粉原料用いも生産者の要件

対象でん粉原料用いも生産者の要件は、次の（１）から（３）までのいずれにも該当することとする。

（１）次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア　認定農業者・認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 13 条第１項に規定する認定農業者（基盤強化法第 23 条第７項の規定により認定農業者とみなされる同条第４項に規定する特定農業法人を除く。）又は同法第 14 条の５第１項に規定する認定就農者（以下「認定新規就農者」という。）であること。

イ　特定農業法人・特定農業団体

基盤強化法第 23 条第４項に規定する特定農業法人又は特定農業団体であること。

ウ　特定農業団体と同様の要件を満たす組織

委託を受けて農作業を行う組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成 18 年農林水産省令第 59 号）第３条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものに限り、法人を除く。）であること。

エ　収穫面積の合計が 0.5 ヘクタール以上である生産者

収穫面積の合計が 0.5 ヘクタール以上である個人又は法人であること。

オ　収穫面積の合計が 3.5 ヘクタール以上である協業組織

収穫面積の合計が 3.5 ヘクタール以上であるかんしょの栽培を共同して行う団体（栽培に関する基幹的な作業に係る管理者の定めがあり、かつ、その生産したかんしょの売渡しを当該団体の名義をもって行うものに限り、法人を除く。）であって、かんしょの生産者を構成員とするものであること。

カ　基幹作業面積の合計が 3.5 ヘクタール以上である共同利用組織の構成員又は組合員

共同利用組織の構成員又は組合員であって、でん粉原料用かんしょの作付面積のうち収穫を行う部分の合計に占める共同利用面積の合計の割合（以下「共同利用面積割合」という。）が二分の一以上であること。

なお、この場合において、基幹作業のうち防除を共同して行う共同利用組織の構成員又は組合員にあっては、当該共同利用組織において防除作業班が設置されており、防除を効率的かつ効果的に実施するための防除計画が作成されていることを要件として、基幹作業面積の合計には、防除計画に基づき個人で実施する防除の面積を含めることができるもの

とする。

キ　基幹作業を委託している生産者

次の①から⑥までに掲げる者のいずれかに基幹作業を委託している者であって、その者のでん粉原料用かんしょの作付面積のうち収穫を行う部分の合計に占める委託面積の合計の割合が二分の一以上であること。

①　アに掲げる認定農業者・認定新規就農者

②　イに掲げる特定農業法人・特定農業団体

③　ウに掲げる特定農業団体と同様の要件を満たす組織

④　エに掲げる収穫面積の合計が 0.5 ヘクタール以上である生産者

⑤　オに掲げる収穫面積の合計が 3.5 ヘクタール以上である協業組織

⑥　委託を受けて農作業を行う者（アからオまでに掲げる者を除き、法人でない団体にあっては、基幹作業に係る管理者の定めのあるものに限る。以下同じ。）であって、その基幹作業面積が 3.5 ヘクタール以上であるもの

（２）価格調整法第 35 条に規定する対象国内産いもでん粉製造事業者（以下「製造事業者」という。）とあらかじめ締結した売渡しに関する契約に基づき生産していること。

（３）農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について、別紙様式第１号の「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」により、自ら点検を行っていること。

第４　事務手続の委任等

１　交付金の交付を受けようとするでん粉原料用いもの生産者は、本要綱に定める諸手続について、これを自ら行う（以下「個人申請」という。）ほか、農業協同組合等に第６の１に定める別紙様式第２号（Ｂ１）の「対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請書兼補正届出書」（以下「要件審査申請書」という。）の提出以降に発生する諸手続に関する権限を委任して当該農業協同組合等（以下「代理人」という。）を通じて委任した権限に係る手続を行う（以下「代理申請」という。）ことができるものとする。

２　１の規定により代理申請を行おうとするでん粉原料用いもの生産者（以下「代理申請対象でん粉原料用いも生産者」という。）は、代理人との委任関係が確認できる書類（参考様式第２－１号の「対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請及びでん粉原料用いも交付金の交付申請に係る委任状」の写し又は参考様式第２－２号の「でん粉原料用いも交付金の交付申請に係る委任状」の写し。以下「委任状」という。）を要件審査申請書に添付し

て、代理人を通じて独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。ただし、代理申請対象でん粉原料用いも生産者が要件審査申請書の委任状欄に必要事項を記載等している場合には、委任状の提出を省略することができるものとする。

第５　代理人の届出等

１　代理人となる者は、本要綱の定めに従い諸手続きを行うことを明らかにした別紙様式第３号の「でん粉原料用いも交付金に係る代理人届出書」（以下「代理人届出書」という。）を、原則として、毎年４月 30 日までに理事長に届け出るものとする。

２　理事長は、代理人届出書を受理したときは、その届出を行った者を代理人として登録するとともに、当該代理人に対し登録したことを通知するものとする。

３　代理人は、１の規定により届け出た代理人届出書の内容に変更があったときは、速やかにその旨を理事長に届け出るものとする。

４　理事長は、３の届出を受理したときは、当該代理人の登録内容を補正するものとする。

第２章　対象でん粉原料用いも生産者要件の審査

第６　対象でん粉原料用いも生産者の要件の審査申請

１　交付金の交付を受けようとするでん粉原料用いもの生産者は、原則として、毎年５月１日から７月 31 日までの間に、要件審査申請書を理事長に提出（代理申請対象でん粉原料用いも生産者の場合にあっては、代理人を通じて提出）し、対象でん粉原料用いも生産者の要件を満たしていること又は満たすことが確実と見込まれることの審査を受けなければならないものとする。

２　１の要件審査申請書には、第３の（２）に定める製造事業者とあらかじめ締結した売渡しに関する契約を証する書類（参考様式第１号の「でん粉原料用かんしょ売渡契約書」）及び別表に定める対象でん粉原料用いも生産者の要件を満たしていること又は満たすことが確実と見込まれることを証する書類を添付するものとする。

３　代理申請対象でん粉原料用いも生産者が１の規定により行う要件審査申請書の提出は、機構の使用に係る電子計算機と代理人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うこと（以下「電子申請」という。）ができるものとする。この場合において、２の書類の添付は、当該書類及び第 10 の１の別紙様式第５号の「対象でん粉原料

用いも生産者要件審査申請書兼補正届出書の取りまとめについて」の内容を記録したファイルを電子申請の際に添付することにより行うことができるものとする。

４　理事長は、１の規定による審査をし、要件審査申請書の内容が適当であると認めるときは、当該申請を行った生産者を対象でん粉原料用いも生産者として登録し、対象でん粉原料用いも生産者ごとに対象生産者コードを付与するとともに、別紙様式第４－１号の「対象でん粉原料用いも生産者要件審査結果通知書」により、その旨を当該申請を行った対象でん粉原料用いも生産者に通知するものとする。

５　１の規定による審査を受けた対象でん粉原料用いも生産者のうち、要件を満たすことが確実と見込まれる書類を提出したもの（別表において要件を満たすことが確実と見込まれる書類の該当がなく、同表対象要件充足証明書類欄に記載がある者を含む。以下「対象予定生産者」という。）は、第14の２、第20の２、第23の２及び第29の２の規定により、別表に定める対象でん粉原料用いも生産者の要件を満たしたことを証する書類（以下「対象要件充足証明書類」という。）を、理事長（代理申請対象でん粉原料用いも生産者にあっては、代理人を通じて）に提出するものとする。

６　対象要件充足証明書類の内容を記録したファイルが電子申請により機構に送付されたときは、５に規定する方法により提出が行われたものとみなす。

７　１の規定による審査を受けようとする生産者が、その前年度に対象でん粉原料用いも生産者として登録された者である場合であって、既に提出した書類の内容に変更がない場合又は変更の内容が軽微な場合は、別表の（備考）に掲げるものについては当該書類の提出を省略できるものとする。

第７　やむを得ない理由による場合の収穫面積、基幹作業面積、共同利用面積又は委託面積についての申出

第３に規定する収穫面積、基幹作業面積、共同利用面積又は委託面積の要件に関して、対象でん粉原料用いも生産者、共同利用組織又は委託を受けて農作業を行う者（以下「対象でん粉原料用いも生産者等」という。）の責めによらないやむを得ない理由により、その全部又は一部について収穫作業又は基幹作業を行うことができなかった場合には、それぞれ、当該面積を収穫面積、基幹作業面積、共同利用面積又は委託面積に含めることができるものとする。この場合、対象でん粉原料用いも生産者等は、別紙様式第32号の「対象でん粉原料用いも生産者要件に係る申出書」に、申出に係る事実を証する書類を添えて理事長（代理申請対象でん粉原料用いも生産者にあっては、

代理人を通じて）に申し出るものとする。

第８　農業経営の承継

１　相続等の事由により、対象でん粉原料用いも生産者の農業経営の全部又は一部を承継した者（以下「承継者」という。）は、当該経営が引き続き対象でん粉原料用いも生産者の要件を満たす場合に限り、その承継した経営に係る交付金の交付を受けることができるものとする。

２　１の規定により、対象でん粉原料用いも生産者から承継した農業経営に係る交付金の交付を受けようとする承継者は、別紙様式第 33 号の「対象でん粉原料用いも生産者の農業経営の承継に係る届出書」に、要件審査申請書と農業経営を承継したことを明らかにする書類を添えて理事長（代理申請対象でん粉原料用いも生産者にあっては、代理人を通じて）に届け出るものとする。

３　第６の３の規定は、２の届出について準用する。この場合において、第６の３の規定中「２の書類」とあるのは、「農業経営を承継したことを明らかにする書類」と読み替えるものとする。

４　理事長は、２の届出を受理し、届出内容が適正であると認めるときは、農業経営を移譲した対象でん粉原料用いも生産者及び承継者について必要な補正等を行い、別紙様式第４－１号の「対象でん粉原料用いも生産者要件審査結果通知書」により、新規に対象生産者コードを付与した承継者に、別紙様式第４－２号の「対象でん粉原料用いも生産者要件審査結果通知書」により、その旨を当該農業経営を移譲した対象でん粉原料用いも生産者（死亡した者を除く。）に通知するものとする。

第９　要件審査申請書の補正

１　対象でん粉原料用いも生産者は、提出した要件審査申請書の内容に変更が生じたときは、要件審査申請書の該当部分を修正して、速やかに理事長（代理申請対象でん粉原料用いも生産者にあっては、代理人を通じて理事長）に届け出るものとする。

２　第６の３の規定は、１の届出について準用する。この場合において、第６の３の規定中「２の書類」とあるのは、「第 10 の３の別紙様式第５号の「対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請書兼補正届出書の取りまとめについて」」と、「当該書類及び第 10 の１の別紙様式第５号の「対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請書兼補正届出書の取りまとめについて」」とあるのは、「当該書類」と読み替えるものとする。

３　理事長は、１の届出を受理し、補正内容が適正であると認めるときは、

当該対象でん粉原料用いも生産者の登録内容を補正するものとする。

第10　代理人による要件審査申請の取りまとめ

1　代理人は、代理申請対象でん粉原料用いも生産者から委任を受けて第６の１又は第８の２に掲げる要件審査申請書及びその添付書類を理事長に提出するときは、当該書類を確認した後、当該書類に別紙様式第５号の「対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請書兼補正届出書の取りまとめについて」を添付するものとする。

2　理事長は、第６の４又は第８の４の規定により代理申請対象でん粉原料用いも生産者に対して対象生産者コードを付与した際には、別紙様式第６－１号の「対象でん粉原料用いも生産者要件審査結果通知書（代理申請用）」及び別紙様式第６－２号の「対象でん粉原料用いも生産者の対象生産者コードについて（製造事業者用）」により、その旨を代理人等に通知するものとする。

3　代理人は、代理申請対象でん粉原料用いも生産者から委任を受けて第９の１に規定する要件審査申請書の補正の届出を行うときは、当該届出に係る書類を確認した後、当該書類に別紙様式第５号の「対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請書兼補正届出書の取りまとめについて」を添付するものとする。

4　理事長は、第９の３の規定により登録内容を補正し、代理人又は製造事業者を追加した際には、その内容に応じ、２に準じてその旨を代理人等に通知するものとする。

第３章　交付金の交付申請

第11　交付金の金額

機構が交付する交付金の金額は、第６の４の通知を受けた対象でん粉原料用いも生産者ごとに、価格調整法第34条第２項の規定により定められる品種別の交付金の単価（以下「交付金単価」という。）に、当該対象でん粉原料用いも生産者が生産し、価格調整法施行規則第45条に規定する売渡しの期間内に製造事業者に売り渡したでん粉原料用いもの品種別の数量に相当する数を乗じて得た金額を合算した金額とする。

第12　交付金の交付申請

交付金の交付を受けようとする対象でん粉原料用いも生産者は、製造事業者への売渡しの日から３月以内に、理事長に対し、交付金の交付申請をしなければならないものとする。

第13　交付金の交付申請の方法

交付金の交付を受けようとする対象でん粉原料用いも生産者は、理事長に対して、原則として、製造事業者への売渡し完了後に交付金の交付申請を行うこと（以下「一括交付申請」という。）とする。

ただし、製造事業者への売渡しが複数回にわたり行われる場合その他の場合には、でん粉原料用いもの売渡し完了前においても、理事長が別に定める申請日までに売り渡されたでん粉原料用いもについて理事長に対し交付金の交付申請を行うこと（以下「概算払請求」という。）ができるものとする。この場合、理事長は、交付決定額の９割を限度として、交付金の概算払をするものとする。

第１節　個人申請による交付申請手続

第14　一括交付申請による交付金の交付申請

１　一括交付申請により交付申請を行う対象でん粉原料用いも生産者は、でん粉原料用いもを売り渡した製造事業者ごとにでん粉原料用いもの品種別の売渡数量等を明らかにした別紙様式第７号の「でん粉原料用いも交付金交付申請及び支払請求書」を作成し、理事長に提出するものとする。

２　１のでん粉原料用いも交付金交付申請及び支払請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）当該交付申請に係る売渡伝票の写し（でん粉原料用いもの売渡しを受けた製造事業者が発行したものであって、氏名、対象生産者コード、売渡日、でん粉原料用いもの品種別の売渡数量、伝票番号が記載されたものに限る。以下同じ。）

（２）対象要件充足証明書類（対象予定生産者に限る。）

３　１の請求をした対象でん粉原料用いも生産者が第３の（１）のカ又はキの⑤若しくは⑥に該当する場合であって、共同利用組織、協業組織又は委託を受けて農作業を行う者が第29の１及び２に基づき第29の２の（３）に規定する対象要件充足証明書類（当該対象でん粉原料用いも生産者が対象予定生産者に含まれるものに限る。）を既に提出し、又は確実に提出すると見込まれるときは、２の規定にかかわらず、２の（２）に規定する書類の添付を省略することができるものとする。

第15　一括交付申請に係る交付金の交付決定等

１　理事長は、第14の１の交付申請を受けたときは、当該交付申請を行った対象でん粉原料用いも生産者がでん粉原料用いもを売り渡した製造事業者

から、国内産いもでん粉交付金交付要綱（平成 19 年４月 18 日付け 18 農畜機第 4703 号-1)第 10 に定めるでん粉原料用いも売渡等報告書(かんしょ)（以下「でん粉原料用いも売渡等報告書」という。）が提出されていることを確認した後、当該交付申請に係る交付申請及び支払請求書の内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付金の交付決定を行うものとする。

２　理事長は、１の交付決定を行ったときは、別紙様式第８号の「でん粉原料用いも交付金交付決定及び支払通知書（個人申請用)」及び別紙様式第９号の「でん粉原料用いも交付金交付決定詳細表（個人申請用)」により、その旨を当該交付申請を行った対象でん粉原料用いも生産者に通知するとともに、交付金を交付するものとする。

第 16　概算払請求による交付金の交付申請

概算払請求により交付申請を行う対象でん粉原料用いも生産者は、理事長が別に定める交付申請日までに、当該交付申請に係るでん粉原料用いもを売り渡した製造事業者ごとに当該でん粉原料用いもの品種別の売渡数量等を明らかにした別紙様式第 10 号の「でん粉原料用いも交付金交付申請及び概算払請求書（個人申請用)」を作成し、当該でん粉原料用いもに係る売渡伝票の写しを添付して理事長に提出するものとする。

第 17　概算払請求に係る交付金の交付決定等

１　理事長は、第 16 の交付申請を受けたときは、当該交付申請に係る交付申請及び概算払請求書の内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付金の交付決定を行うものとする。

２　理事長は、１の交付決定を行ったときは、別紙様式第 11 号の「でん粉原料用いも交付金交付決定及び概算払通知書（個人申請用)」及び別紙様式第９号の「でん粉原料用いも交付金交付決定詳細表（個人申請用)」により、その旨を当該交付申請を行った対象でん粉原料用いも生産者に通知するとともに、交付金の概算払を行うものとする。

第 18　交付決定の変更申請

１　対象でん粉原料用いも生産者は、交付金の交付決定を受けた後、交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに別紙様式第 12 号の「でん粉原料用いも交付金交付申請書【変更】（個人申請用)」を理事長に提出するものとする。

２　１のでん粉原料用いも交付金交付申請書【変更】（個人申請用）には、変

更内容を証する売渡伝票の写しを添付するものとする。

第19　交付決定の変更等

1　理事長は、第18の１の変更申請を受けたときは、当該でん粉原料用いも交付金交付申請書【変更】（個人申請用）の内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付決定の変更を行うものとする。

2　理事長は、１の交付決定の変更を行ったときは、別紙様式第13号の「でん粉原料用いも交付金交付決定通知書【変更】（個人申請用）」により、その旨を当該変更申請を行った対象でん粉原料用いも生産者に通知するとともに、変更後の交付金の額と既に交付した交付金の額との差額の交付又は返還の請求を行うものとする。

第20　概算払請求に係る交付金の精算払請求

1　交付金の概算払を受けた対象でん粉原料用いも生産者は、でん粉原料用いもを売り渡した製造事業者がでん粉原料用いもの買入れを完了した日又は当該でん粉年度における最後の交付決定を受けた日のいずれか遅い日から起算して１月以内に、交付決定がされた全ての交付申請に係るでん粉原料用いもの数量等を取りまとめた別紙様式第 14 号の「でん粉原料用いも売渡完了報告及び精算払請求書（個人申請用）」を理事長に提出することにより、交付決定額と既に概算払を受けた額の差額の支払を請求するものとする。

2　１のでん粉原料用いも売渡完了報告及び精算払請求書（個人申請用）には、対象要件充足証明書類（対象予定生産者に限る。）を添付するものとする。ただし、１の請求をした対象でん粉原料用いも生産者が第３の（１）のカ又はキの⑤若しくは⑥に該当する場合であって、共同利用組織、協業組織又は委託を受けて農作業を行う者が第29の１及び２に基づき第29の２の（３）に規定する対象要件充足証明書類（当該対象でん粉原料用いも生産者が対象予定生産者に含まれるものに限る。）を既に提出し、又は確実に提出すると見込まれるときは、この限りではない。

第21　概算払請求に係る交付金の精算払等

理事長は、第20の１の精算払請求を受けたときは、当該請求に係る請求書の内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付決定額を確定し、別紙様式第15号の「でん粉原料用いも交付金交付額確定及び精算払通知書（個人申請用）」により、その旨を当該請求を行った対象でん粉原料用いも生産者に通知するとともに、交付金の精算払を行うものとする。

第２節　代理申請による交付申請手続

第 22　交付金の交付申請計画

１　代理人は、交付金の交付申請を行う日及び各交付申請に係るでん粉原料用いもの売渡期間を明らかにした別紙様式第 16－１号の「でん粉原料用いも交付金交付申請計画書」（以下「交付申請計画書」という。）を、最初の交付申請を行う日の 10 日前までに理事長に提出するものとする。

２　代理人は、１の交付申請計画書の内容に、次の各号の変更が生じたときは、速やかに別紙様式第 16－２号の「でん粉原料用いも交付金交付申請計画書（変更）」を理事長に提出するものとする。

（１）交付申請日の追加又はあらかじめ届け出た最後の交付申請日の削除

（２）買入予定合計数量があらかじめ届け出た数量を超える変更

（３）買入予定合計数量があらかじめ届け出た数量の 20％を超えて減少する変更

第 23　一括交付申請による交付金の交付申請

１　一括交付申請により交付申請を行う代理人は、代理申請対象でん粉原料用いも生産者がでん粉原料用いもを売り渡した製造事業者ごとにでん粉原料用いもの売渡数量等を明らかにした別紙様式第 17 号の「でん粉原料用いも交付金交付申請及び支払請求書」（以下「交付申請及び支払請求書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。

２　交付申請及び支払請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）当該交付申請に係る売渡期間に売り渡した代理申請対象でん粉原料用いも生産者別のでん粉原料用いもの品種別の売渡数量等を明らかにした別紙様式第 18 号の「でん粉原料用いも交付金交付申請詳細表」

（２）製造事業者が当該交付申請に係る売渡期間に売渡しを受けたでん粉原料用いもの売渡数量の合計とその内訳を証した別紙様式第 19 号の「でん粉原料用いも売渡証明書」

（３）当該交付申請に係る売渡伝票の写し又はこれに準ずる書類

（４）対象要件充足証明書類（代理申請対象でん粉原料用いも生産者が対象予定生産者である場合に限る。）

第 24　一括交付申請に係る交付金の交付決定等

１　理事長は、第 23 の１の交付申請を受けたときは、当該交付申請に係る代理申請対象でん粉原料用いも生産者がでん粉原料用いもを売り渡した製造事業者から、でん粉原料用いも売渡等報告書が提出されていることを確認

した後、当該交付申請に係る交付申請及び支払請求書の内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付金の交付決定を行うものとする。

2　理事長は、1の交付決定を行ったときは、別紙様式第20号の「でん粉原料用いも交付金交付決定及び支払通知書」及び別紙様式第21号の「でん粉原料用いも交付金交付決定詳細表」により、その旨を当該交付申請を行った代理人に通知するとともに、交付金を交付するものとする。

第25　概算払請求による交付金の交付申請

1　概算払請求により交付申請を行う代理人は、理事長が別に定める交付申請日までに、でん粉原料用いもを売り渡した製造事業者ごとに、委任を受けた全ての代理申請対象でん粉原料用いも生産者のでん粉原料用いもの売渡数量等を取りまとめた別紙様式第 22 号の「でん粉原料用いも交付金交付申請及び概算払請求書」（以下「交付申請及び概算払請求書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。

2　交付申請及び概算払請求書には、第23の２の（１）から（３）までに掲げる書類を添付するものとする。

第26　概算払請求に係る交付金の交付決定等

1　理事長は、第25の１の交付申請を受けたときは、当該交付申請に係る交付申請及び概算払請求書の内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付金の交付決定を行うものとする。

2　理事長は、1の交付決定を行ったときは、別紙様式第23号の「でん粉原料用いも交付金交付決定及び概算払通知書」及び別紙様式第21号の「でん粉原料用いも交付金交付決定詳細表」により、その旨を当該交付申請を行った代理人に通知するとともに、交付金の概算払を行うものとする。

第27　交付決定の変更申請

1　代理人は、交付金の交付決定を受けた後、交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに別紙様式第24－１号の「でん粉原料用いも交付金交付申請書（変更）」を理事長に提出するものとする。

2　１のでん粉原料用いも交付金交付申請書（変更）には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、売渡対象期間、売渡生産者数、売渡件数及び売渡数量に変更がないときは、（２）の添付を省略することができるものとする。

（１）変更が生じた代理申請対象でん粉原料用いも生産者の変更内容を明らかにした別紙様式第 24－２号の「でん粉原料用いも交付金交付申請（変

更）詳細表」

（２）変更内容を証した別紙様式第 19 号の「でん粉原料用いも売渡証明書」

（３）変更申請に係る売渡伝票の写し又はこれに準ずる書類

第 28　交付決定の変更等

１　理事長は、第 27 の１の変更申請を受けたときは、当該でん粉原料用いも交付金交付申請書（変更）の内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付決定の変更を行うものとする。

２　理事長は、１の交付決定の変更を行ったときは、別紙様式第 25－１号の「でん粉原料用いも交付金交付決定通知書（変更）」及び別紙様式第 25－２号の「でん粉原料用いも交付金交付決定（変更）詳細表」により、その旨を当該変更申請を行った代理人に通知するとともに、変更後の交付金の額と既に交付した交付金の額との差額の交付又は返還の請求を行うものとする。

第 29　概算払請求に係る交付金の精算払請求

１　交付金の概算払を受けた代理人は、代理申請対象でん粉原料用いも生産者がでん粉原料用いもを売り渡した製造事業者がでん粉原料用いもの買入れを完了した日又は当該でん粉年度における最後の交付決定を受けた日のいずれか遅い日から起算して１月以内に、交付決定がされた全ての交付申請に係るでん粉原料用いもの品種別の売渡数量等を取りまとめた別紙様式第 26－１号の「でん粉原料用いも売渡完了報告及び精算払請求書」を理事長に提出することにより、交付決定額と既に概算払を受けた額の差額の支払を請求するものとする。

２　１のでん粉原料用いも売渡完了報告及び精算払請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）理事長が通知した通知番号ごとに代理申請対象でん粉原料用いも生産者別のでん粉原料用いもの品種別の数量等を明らかにした別紙様式第 26－２号の「でん粉原料用いも売渡完了報告及び精算払請求詳細表」

（２）代理申請対象でん粉原料用いも生産者別の精算払請求額等を明らかにした別紙様式第 26－３号の「対象生産者別でん粉原料用いも交付金請求額一覧表」

（３）対象要件充足証明書類（代理申請対象でん粉原料用いも生産者が対象予定生産者である場合又は第 14 の３若しくは第 20 の２ただし書に規定する場合に限る。）

第 30　概算払請求に係る交付金の精算払等

理事長は、第 29 の１の精算払請求を受けたときは、当該でん粉原料用いも売渡完了報告及び精算払請求書の内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付決定額を確定し、別紙様式第 27－１号の「でん粉原料用いも交付金交付額確定及び精算払通知書」、別紙様式第 27－２号の「でん粉原料用いも交付金交付額確定及び精算払通知詳細表」及び別紙様式第 27－３号の「対象生産者別でん粉原料用いも交付金通知額一覧表」により、その旨を当該請求を行った代理人に通知するとともに、交付金の精算払を行うものとする。

第 31　交付金の支払完了報告

代理人は、代理申請対象でん粉原料用いも生産者に係る交付金を代理受領し、当該代理申請対象でん粉原料用いも生産者に対する支払を完了したときは、機構が精算払をした日から起算して 20 日以内に別紙様式第 28 号の「でん粉原料用いも交付金支払完了報告書」に交付金を支払ったことを証する書類を添付して理事長に提出するものとする。

第 32　交付金の交付額通知

理事長は、交付金の交付手続完了後、別紙様式第 29 号の「でん粉原料用いも交付金交付通知書」により、当年産に係る交付金額等を代理申請対象でん粉原料用いも生産者に通知するものとする。

第４章　雑則

第 33　提出書類の提出先

本要綱の規定により理事長に提出する書類については、機構の鹿児島事務所を経由するものとする。

第 34　交付金の返還等

１　理事長は、対象でん粉原料用いも生産者及び代理人が偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたときは、当該対象でん粉原料用いも生産者及び当該代理人に対し交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

２　理事長は、１の規定により交付金を返還させるときは、その金額を記載した書面により、その旨を当該対象でん粉原料用いも生産者及び代理人に通知するものとする。

第 35　報告及び調査

理事長は、この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な限度において、交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくは本要綱に係る事務手続の委任を受けた代理人、当該代理人から交付金の支払手続の委任を受けた者若しくはこれらの者からその生産したでん粉原料用いもの売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又は機構の職員にこれらの者の帳簿その他の物件を調査させることができるものとする。

第 36　申請書類等の文書保存期間

１　対象でん粉原料用いも生産者及び代理人は、交付金の交付申請に係る書類及び交付に係る書類（電磁的方法により行われたものを含む。）を、交付金の交付を受けたでん粉年度の翌でん粉年度から起算して５年間保存しなければならないものとする。

２　対象でん粉原料用いも生産者は、第３の（３）に規定する点検に使用した別紙様式第１号の「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」は当年産の売渡し終了後から起算して２年間保存するものとする。

第 37　実施細則

この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項については理事長が別に定める。

附　則（平成 19 年４月 27 日付 19 農畜機第 335 号）

この要綱は、平成 19 年４月 27 日から施行する。

附　則（平成 19 年 12 月 21 日付 19 農畜機第 3707 号）

この要綱の改正は、平成 19 年 12 月 21 日から施行する。

附　則（平成 19 年 12 月 27 日付 19 農畜機第 3759 号）

この要綱の改正は、平成 20 年１月１日から施行する。

附　則（平成 20 年 3 月 31 日付 19 農畜機第 5061 号）

この要綱の改正は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成 20 年７月 23 日付 20 農畜機第 1743 号）

１　この要綱の改正は、平成 20 年７月 23 日から施行する。

２　改正後の別紙様式第２号は平成 21 年産から適用し、平成 20 年産に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（平成 22 年６月 21 日付け 22 農畜機第 1324 号）
１　この要綱の改正は、平成 22 年８月１日から施行する。
２　ただし、平成 22 年産に係る要件の審査申請については、この通知による改正前の要綱の規定にかかわらず、改正後の要綱第６の１及び２の規定に基づく要件の審査申請の例によるものとし、これによる要件の審査申請については、この通知による要綱の改正の施行後において改正後の要綱第６の１及び２の規定に基づく要件の審査申請があったものとみなすものとする。

附　則（平成 23 年９月 29 日付 23 農畜機第 2796 号）
１　この要綱の改正は、平成 23 年９月 29 日から施行する。
２　ただし、平成 23 年産に係る要件の審査申請については、この通知による改正前の要綱の規定にかかわらず、この通知による改正後の要綱第６の１及び２の規定に基づく要件の審査申請があったものとみなすものとする。

附　則（平成 25 年３月 13 日付 24 農畜機第 4955 号）
この要綱の改正は、平成 25 年４月 1 日から施行する。

附　則（平成 27 年３月 27 日付 26 農畜機第 5635 号）
１　この要綱の改正は、平成 27 年４月１日から施行する。
２　改正後の要綱第３の規定、別表及び別紙様式第２号は、平成 27 年１月１日以後に植付けされるでん粉原料用いもについて適用し、同日前に植付けされるでん粉原料用いもについては、なお従前の例による。

附　則（平成 28 年２月４日付 27 農畜機第 4768 号）
１　この要綱の改正は、平成 28 年４月１日から施行する。ただし、本則以外の改正規定（第１章第２の５を除く本則の規定の改正に伴うものを除く。）は、平成 28 年２月４日から施行する。
２　改正後の第１章第２の５を除く本則の規定（この規定の改正に伴い改正される本則以外の規定を含む。）は、平成 28 年１月１日以後に植付けされるでん粉原料用いもについて適用し、同日前に植付けされるでん粉原料用いもについては、なお従前の例による。

附　則（平成 29 年３月 21 日付 28 農畜機第 6236 号）

この要綱の改正は、平成 29 年３月 21 日から施行する。ただし、本則以外の改正規定は、平成 29 年１月１日以後に植付けされるでん粉原料用いもについて適用し、同日前に植付けされるでん粉原料用いもについては、なお従前の例による。

附　則（平成 30 年２月 23 日付 29 農畜機第 5843 号）

この要綱の改正は、平成 30 年２月 23 日から施行する。ただし、本則以外の改正規定は、平成 30 年１月 1 日以後に植付けされるでん粉原料用いもについて適用し、同日前に植付けされたでん粉原料用いもについては、なお従前の例による。

附　則（平成 31 年３月 18 日付 30 農畜機第 7295 号）

この要綱の改正は、平成 31 年３月 18 日から施行する。ただし、改正後の規定は、平成 31 年１月 1 日以後に植付けされるでん粉原料用いもについて適用し、同日前に植付けされたでん粉原料用いもについては、なお従前の例による。

附　則（平成 31 年４月 26 日付 31 農畜機 800 号）

この要綱の改正は、令和元年５月１日から施行する。ただし、改正後の規定は、平成 31 年１月 1 日以後に植付けされるでん粉原料用いもについて適用し、同日前に植付けされたでん粉原料用いもについては、なお従前の例による。

附　則（令和２年６月 11 日付２農畜機 1357 号）

この要綱の改正は、令和２年６月 11 日から施行する。ただし、別紙様式第２号の改正は、令和２年１月 1 日以後に植付けされるでん粉原料用いもについて適用し、同日前に植付けされたでん粉原料用いもについては、なお従前の例による。

附　則（令和３年４月 22 日付３農畜機第 387 号）

この要綱の改正は、令和３年４月 22 日から施行する。

附　則（令和３年 10 月１日付３農畜機第 3425 号）

この要綱の改正は、令和３年 10 月１日から施行する。

附　則（令和４年６月 13 日付４農畜機第 1430 号）

この要綱の改正は、令和４年６月 13 日から施行する。

附　則（令和５年３月 23 日付４農畜機第 6982 号）

この要綱の改正は、令和５年４月１日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和５年１月 1 日以後に植付けされるでん粉原料用いもについて適用し、同日前に植付けされたでん粉原料用いもについては、なお従前の例による。

附　則（令和６年４月 30 日付６農畜機第 837 号）

この要綱の改正は、令和６年５月１日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和６年１月 1 日以後に植付けされたでん粉原料用いもについて適用し、同日前に植付けされたでん粉原料用いもについては、なお従前の例による。

附　則（令和７年３月 26 日付６農畜機第 8503 号）

この要綱の改正は、令和７年４月１日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和７年１月 1 日以後に植付けされたでん粉原料用いもについて適用し、同日前に植付けされたでん粉原料用いもについては、なお従前の例による。

別表(第６の２、５及び７関係)

<table>
<tr><th>対象でん粉原料用いも生産者の要件</th><th>対象でん粉原料用いも生産者の要件を満たしていることを証する書類</th><th>対象でん粉原料用いも生産者の要件を満たすことが確実と見込まれることを証する書類</th><th>対象要件充足証明書類</th></tr>
<tr><td>アの「認定農業者・認定新規就農者」(Ｂ－１①)</td><td>農業経営改善計画認定書の写し若しくは青年等就農計画認定書の写し又はこれらに準ずるものとして機構が認める市町村長が証明する書面（※）</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>イの「特定農業法人又は特定農業団体」（Ｂ－１②）</td><td>１　特定農用地利用規程認定書の写し又はこれに準ずるものとして機構が認める市町村長が証明する書面（※）
２　特定農用地利用規程の写し（※）
３　構成員の一覧表（特定農業団体に限る。）（※）</td></tr>
<tr><td>ウの「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」（Ｂ－１③）</td><td>１　定款又は規約の写し（※）
２　地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を確実に行うと市町村から判断を受けていることを証する書類
３　構成員の一覧表（※）
４　事業計画書及び収支予算書（申請初年度に限る。）
５　収支決算書（直近の収支決算書）</td></tr>
<tr><td>エの「収穫面積の合計が 0.5 ヘクタール以上である生産者」（Ｂ－２④）</td><td>収穫に係る作業受委託契約書（参考様式第３号の「でん粉原料用かんしょ作業受委託契約書」）の写し（当該生産者の作付面積のうち自らが収穫を行う部分の合計が0.5ヘクタール未満の生産者であって、収穫に係る作業受委託契約を行った者に限る。）</td><td>－</td><td>委託申込みを受けた収穫作業の実施を証するものとして、次のいずれか一以上の書類（当該生産者の作付面積のうち自らが収穫を行う部分の合計が0.5ヘクタール未満の生産者であって、収穫に係る作業受委託契約書の写しを提出していないものに限る。）</td></tr>
</table>

対象でん粉原料用いも生産者の要件	対象でん粉原料用いも生産者の要件を満たしていることを証する書類	対象でん粉原料用いも生産者の要件を満たすことが確実と見込まれることを証する書類	対象要件充足証明書類
			1　収穫に係る作業受委託契約書（参考様式第３号の「でん粉原料用かんしょ作業受委託契約書」）の写し（基幹作業の受委託契約を行った者に限る。） 2　収穫に係る受託作業の実施証明書（参考様式第４号の「基幹作業実施証明書（かんしょ）」）の写し 3　作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する受委託作業実施証明書（参考様式第８号の「基幹作業実施報告証明書（かんしょ）」）
オの「収穫面積の合計が 3.5 ヘクタール以上である協業組織」（Ｂ－２⑤）	1　協業組織の規約の写し（※） 2　構成員の一覧表（※） 3　栽培に関する基幹作業に係る管理者の定めがあることを証する書類（参考様式第５号の「かんしょの基幹作業に係る管理者（オペレーター）を定める書類」。１の規約上に管理者についての定めがない場合に限る。）（※） 4　事業計画書及び収支予算書（申請初年度に限る。） 5　収支決算書（直近の収支決算書） 6　収穫に係る作業受委託契約書（参考様式第３号の「でん粉原料用かんしょ作業受委託契約書」）の写し（当該協業組織の作付面積のうち自らが収穫を行う部分の合計が3.5ヘクタール未満の協業組織であって	1　同左 2　同左 3　同左 4　同左 5　同左	委託申込みを受けた収穫作業の実施を証するものとして、次のいずれか一以上の書類（当該協業組織の作付面積のうち自らが収穫を行う部分の合計が3.5ヘクタール未満の協業組織であって、収穫に係る作業受委託契約書の写しを提出していないものに限る。） 1　収穫に係る作業受委託契約書（参考様式第３号の「でん粉原料用かんしょ作業受委託契約書」）の写し（基幹作業の受委託契約を行った者に限る。） 2　収穫に係る受託作業の実施証明書（参考様式第４号の「基幹作業実施証明

対象でん粉原料用いも生産者の要件	対象でん粉原料用いも生産者の要件を満たしていることを証する書類	対象でん粉原料用いも生産者の要件を満たすことが確実と見込まれることを証する書類	対象要件充足証明書類
	、収穫作業の受委託契約を行った者に限る。）		書（かんしょ）」）の写し 3　作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する受委託作業実施証明書（参考様式第８号の「基幹作業実施報告証明書（かんしょ）」）
カの「基幹作業面積の合計が 3.5 ヘクタール以上である共同利用組織の構成員又は組合員」 （Ｂ－３⑥）	1　共同利用組織の実施した基幹作業面積を証するものとして、次のいずれかの書類 （1）共同利用組織の基幹作業実施証明書（参考様式第６－２号の「基幹作業実施証明書（かんしょ）」） （2）作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する受委託作業実施証明書（参考様式第８号の「基幹作業実施報告証明書（かんしょ）」） 2　共同利用組織の規約又は定款の写し（※） 3　構成員の一覧表（※） 4　栽培に関する基幹作業（防除を除く。）に係る管理者の定めがあることを証する書類（参考様式第５号の「かんしょの基幹作業に係る管理者（オペレーター）を定める書類」。２の規約上に管理者についての定めがない場合に限り、農事組合法人を除く。）（※） 5　別紙様式第 30 号の「共同利用組織防除計画書」（防除を行う共同利用組織の構成員又は組合員に限る。） 6　別紙様式第 31 号の「共同利用組織防除計画参加者名簿」（防除を行う共同利用組織の構成員又は組合員に限る。）	1　共同利用組織の基幹作業予定面積を証するものとして、次のいずれかの書類 （1）共同利用組織の基幹作業予定面積証明書（参考様式第６－１号の「基幹作業予定面積証明書（かんしょ）」） （2）作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する作業受委託申込報告書（参考様式第７号の「基幹作業実施申込報告書（かんしょ）」） 2　同左 3　同左 4　同左 5　同左 6　同左	共同利用組織の実施した基幹作業面積を証するものとして、次のいずれかの書類 1　共同利用組織の基幹作業実施証明書（参考様式第６－２号の「基幹作業実施証明書（かんしょ）」） 2　作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する受委託作業実施証明書（参考様式第８号の「基幹作業実施報告証明書（かんしょ）」）

対象でん粉原料用いも生産者の要件	対象でん粉原料用いも生産者の要件を満たしていることを証する書類	対象でん粉原料用いも生産者の要件を満たすことが確実と見込まれることを証する書類	対象要件充足証明書類
キの「基幹作業を委託している者」のうち要綱第３の（１）のキの①から⑤までに掲げる者のいずれかに基幹作業を委託しているもの （Ｂ－４⑦～⑪）	１　受託者の農業経営改善計画認定書の写し若しくは青年等就農計画認定書の写し又はこれらに準ずるものとして機構が認める市町村長が証明する書面（対象でん粉原料用いも生産者以外の認定農業者又は認定新規就農者へ委託する場合に限る。）（※） ２　受委託契約又は委託申込みをした基幹作業の実施を証するものとして、次のいずれか一以上の書類 （１）基幹作業受委託契約書（参考様式第３号の「でん粉原料用かんしょ作業受委託契約書」）の写し （２）委託した基幹作業の実施証明書（参考様式第４号の「基幹作業実施証明書（かんしょ）」）の写し （３）受託者の基幹作業実施証明書（参考様式第６－２号の「基幹作業実施証明書（かんしょ）」） （４）作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する受委託作業実施証明書（参考様式第８号の「基幹作業実施報告証明書（かんしょ）」）	１　同左	委託申込みをした基幹作業の実施を証するものとして、次のいずれか一以上の書類 １　収穫に係る作業受委託契約書（参考様式第３号の「でん粉原料用かんしょ作業受委託契約書」）の写し（基幹作業の受委託契約を行った者に限る。） ２　委託した基幹作業の実施証明書（参考様式第４号の「基幹作業実施証明書（かんしょ）」）の写し ３　受託者の基幹作業実施証明書（参考様式第６－２号の「基幹作業実施証明書（かんしょ）」） ４　作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する受委託作業実施証明書（参考様式第８号の「基幹作業実施報告証明書（かんしょ）」）
キの「基幹作業を委託している者」のうち要綱第３の（１）のキの⑥に掲げる者に基幹作業を委託しているもの （Ｂ－４⑫）	１　委託申込みをした基幹作業の実施及び受託者の実施した基幹作業面積を証するものとして、次のいずれかの一以上の書類 （１）委託した基幹作業の基幹作業受委託契約書（参考様式第３号の「でん粉原料用かんしょ作業受委託契約書」）の写し （２）委託した基幹作業の実施証明書（参考様式第４号の「基幹作業実施証明書（かんしょ）」）の写し （３）受託者の基幹作業実施証明書（参考様式第６－２号の「基幹作業実施証明書（かんしょ）」） （４）作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する受委託作業実施証明書（参考様式第８号の	１　受託者の基幹作業予定面積を証するものとして、次のいずれかの書類 （１）受託者の基幹作業予定面積証明書（参考様式第６－１号の「基幹作業予定面積証明書（かんしょ）」） （２）作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発 行する作業受委託申込報告書（参考様式第７号の「基幹作業実施申込報告書（かんしょ）」）	委託申込みをした基幹作業の実施及び受託者の実施した基幹作業面積を証するものとして、次のいずれか一以上の書類（基幹作業受委託契約書の写しを提出していないものに限る。） １　委託した基幹作業の基幹作業受委託契約書（参考様式第３号の「でん粉原料用かんしょ作業受委託契約書」）の写し ２　委託した基幹作業の実施証明書（参考様式第４号の「基幹作業実施証明書（かんしょ）」）の写し ３　受託者の基幹作業実施証明書（参考

対象でん粉原料用いも生産者の要件	対象でん粉原料用いも生産者の要件を満たしていることを証する書類	対象でん粉原料用いも生産者の要件を満たすことが確実と見込まれることを証する書類	対象要件充足証明書類
	「基幹作業実施報告証明書（かんしょ）」） ２　栽培に関する基幹作業に係る管理者の定めがあることを証する書類（参考様式第５号の「かんしょの基幹作業に係る管理者（オペレーター）を定める書類」。法人を除く。）（※）	２　同左	様式第６－２号の「基幹作業実施証明書（かんしょ）」） ４　作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する受委託作業実施証明書（参考様式第８号の「基幹作業実施報告証明書（かんしょ）」）
（備考）要綱第６の７の既に提出した書類の内容に変更がない場合、又は変更の内容が軽微な場合に提出が省略できる添付書類は（※）の書類に限るものとする。			